

地域消費拡大事業（通り会支援事業）補助金募集要領

1 事業の概要

(1) 目的

市内通り会が行う地域経済の活性化に資する事業の補助を行い、地域における賑わい及び活力の創出を目指すことを目的とする。

(2) 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域における賑わい及び活力の創出を目指し、市内通り会が地域経済の活性化に資する事業とする。

(3) 補助対象事業者

- ①赤道東大通り会
- ②赤道南大通り会
- ③みほそあきない組合
- ④肝高あやはし組合
- ⑤グランド通り会
- ⑥平良川通り会
- ⑦コミュニティーみどり町通り会
- ⑧セブンコミュニティーズ連絡協議会

(4) 補助対象経費、補助率、補助金の上限額等

①補助対象経費

補助対象経費は、以下の表のとおりとする。

補助対象経費	
1	謝礼金（講師謝礼金、委員謝礼金等）
2	旅費（旅費、費用弁償等）
3	需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費等）
4	役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）
5	委託料
6	使用料及び賃借料
7	備品購入費
8	その他市長が特に必要と認めた経費

②補助率、補助金の上限額等

補助対象事業者	補助率	補助上限額	採択予定件数
各通り会 ※ (3) の①～⑦の団体	9/10 以内	150万円	5件程度 (R4 予算額 7,500 千円)
セブンコミュニティーズ連絡協議会	10/10	300万円	1件 (R4 予算額 3,000 千円)

※補助金の額については、今年度の予算の範囲内とする。

③補助対象経費から消費税及び地方消費税額を除外することについて

消費税及び地方消費税額については、補助対象経費から除外して、補助金額を算定することとします。

(5) 補助事業期間

交付決定の日～令和5年2月19日(日)

2 応募手続き等の概要

(1) 応募スケジュール

- ①公募期間：令和4年8月17日(水)～令和4年9月9日(金)
- ②書類審査：令和4年9月12日(月) 予定
- ③採択/不採択通知予定日：令和4年9月中旬

(2) 応募の要件

「1 事業の概要 (3) 補助対象事業者」の要件に加え、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- ①事業経費の適正な執行についての管理体制と事務処理能力を有していること。
- ②事業の進捗状況の報告をうるま市の要請に応じて、報告できること。
- ③以下のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)が事業主であるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっているとき。

ウ 暴力団員が実質的に運営しているとき。

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。

オ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。

- カ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(3) 応募書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②補助対象事業計画書（任意様式）
- ③補助対象経費予算書（任意様式）
- ④その他市長が必要と認める書類

(4) 応募に係る留意事項

- ①書類作成に要する経費等については申請者の負担とすること。
- ②提出された提案初冬については返却しないこと。
- ③採択された場合は、申請者の団体名、事業の内容などを一般（新聞、ホームページ等に）公表することがあること。
- ④補助事業の経費については、帳簿及びすべての証憑書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならないこと。
- ⑤事業終了後の動向や波及効果等について、フォローアップ評価（追跡調査）を行うことがあること。
- ⑥本事業への応募は、原則として一通り会につき一件とする。

(5) 応募書類の提出及び問い合わせ先

応募期限：令和4年9月9日（金）15:00まで（厳守）

応募方法：下記提出場所に持参又は郵送（提出期限厳守）

郵送の場合は書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

提出場所：〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市経済産業部商工労政課（本庁舎西棟1階）担当：仲村

電話：098-923-7634 / FAX098-923-7627

E-mail：iori-n@city.uruma.lg.jp